

「日田市自治基本条例」第3回策定委員会 会議録

1. 日時：平成25年10月11日（金）14：00～15：55
 2. 場所：市役所4階 庁議室
 3. 出席委員：9名出席：岩里委員長、小野松副委員長、嶋田委員、和田委員、長嶋委員、河津委員、廣松委員、草野委員、長谷部委員（1名欠席：、佐藤委員）
 4. 議 事
- ① 第2回策定委員会での意見、質問及び修正案について

（事務局より、「第2回策定委員会での意見、質問及び修正案」について説明）

C委員： 今の説明に異論はないが、少し抜けているのではないかと思います。それは、例の「褒める」というもの。住民がきちんとやっている職員に対してきちんと評価する。その部分があとで気がついたが載っていなかった。確か前回も言ったと思うが。市民WG会議でもその部分は独自性があるから残した方がいいのではないかと考えていた。その部分を少し考慮してもらえれば、後の部分に関して異論はない。

H委員： 21条については、C委員が言っている「公正で透明性の確保」というのは、僕は基本条例マターの表現だと思う。それはそのあとブレイクダウンして個別の条例に落とすのだろうけど、それはその時に考えるとして、市民参画としてここが一番大事だと思う。前回、基本条例と他の条例との関連性の表というのをもらったが、その中に日田市にはないが他市では条例で定めているというものが結構あったと思う。その中の一つに市民参画の条例があったと思う。この基本条例を制定した後にはすぐにそれに着手するつもりか。他の市にあるもので日田市の条例にないものはどうするつもりか。

事務局： まず、今の件について答える。前回、配布した条例間の関係性については、当然既存の条例については、自治基本条例が一番規範となるわけだからこの条例の表現と既存の条例の表現が違うところについては当然修正する。その予定としては、今回12月でこの条例の制定を考えているので、一緒にするかまたは、3月議会でするかはこれから検討していきたいと考えている。できれば、4月からの施行に合わせて一緒にしたい。それから、現在ない条例については、例えば住民投票の条例とか、この条例で別に定めると規定していますのでそれは定めなくてはいけない。それが4月に間に合うかどうかは分からないが、そういった形で条

例がないものについてはこれから一つ一つ条例制定の必要性について検討していきたい。今の時点でこれは制定する制定しないとの結論は出ていない。

H 委員： 少なくとも市民参画のルールがないので考えるとなっているからこれは考えるのだろう。

事務局： ルール化というのは条例化もあるだろうがそれだけではなくて、各課が計画とか策定する場合に設置する委員会とかをいろんな形で作る。それに対して統一した市役所のルールがない。だから、これが条例という形になるか、要綱とか規則とかいう形になるかわからないが、今はないのでルール化しなくてはいけないだろうと考えている。

H 委員： しかし、少なくとも静岡市は市民参画条例というものがきちんとある。それを事務局の方がこういうものがあると提示してくれたわけだから、その辺は考えた方がよいのではないか。

事務局： 29条に C 委員から自治推進計画という話があって、言葉はわからないが、アクションプランであるとか行動計画とか、他の自治体でも自治基本条例に謳われていることをどうやって実際の行動に移すか考えているところもある。事務局もそういったものが必要であると考えているので作業を進めたいと考えている。その時に、この市民参画の条文に則った条例もしくは規則等を制定する検討をしていきたい。

C 委員： ルール化が要綱や規則だと全然重みが違ってくる。そもそも「透明かつ公正な」という文言を入れるぐらい問題はない。確かに、自治基本条例にこれを謳ったからといって十分ではない。別個にルールが必要なのは事実である。しかし、この文言を入れることは必要ではないのか。

H 委員： 賛成。

事務局： 委員会の委員の総意であれば変更する。他の委員に異論がなければ事務局として入れる方向で検討したい。

事務局： 最初の C 委員の質問の職員を褒めるということについてだが、前回の会議で事務局の考えを説明したところであるが、これに関しては、事務局としては、それを市民の責務として良いのかというところが引っ掛ったところである。だから、その部分は解説の中で入れさせていただいているところである。

B 委員： 職員は基本的にそうすることが仕事であって、市民を褒めるというならわかるが、職員を褒めるというのは違和感がある。

H 委員： ただ、市民WG会議では、なかなかユニークだということでそのままスットとおっていき、策定委員会には、WG メンバーは私と長谷部さんしかいないから、これを入れるべきと二人が第1回の時に反対した。市の職員たちがおもはゆいのかも知れないが外したくてしょうがないから、まあ、その辺はあまり言わなかったが。これは、市民の責務ではなくて権利でもいい。市民もそんな権利を持って

いるよということで。裏返しで言えば応援しないような職員はダメよということをおもうとしているわけだから。全部ポジティブに褒めようとしているわけではないから。悪い奴はダメよと言おうとしているわけだから。だから、やっぱりそれなりの意味はあったと思う。それにユニーク性からいえば相当ユニークではないか。もともとこの条例文というのはどこでも同じような金太郎飴みたいなもの。であるならば、一つ金太郎飴に鬼の面が入っても良いのではというのが市民WG会議ではあった。ほとんど市民WGがアリバイ作りみたいになって、せっかく引いた導火線がぶっちぎれたようになって、それはどうしてかという職員だけのPTでそういう風に押し返されている。じゃあ、何のために市民WG会議をやったのかという気がする。

C 委員： H 委員の意見に私も賛成で、権利のところに入れた方が良いかもしれない。それから、市民を褒めるというのは違和感を感じる。職員は、あくまで市民が仕事をさせているわけだから、抽象的にいえば市民の方が主権者で上だと思う。そういった時に、公務員バッシングで批判することばかりでなくて、褒めて育てていくという面とダメなものについてはダメと、逆に市民がきちんと評価することによって役所内部でも頑張っている職員をきちんと上げていく。そこに繋げていくうえでも、個性という面でも個人的には入れた方がよいと思っている。

D 委員： 子どもの権利の中に咸宜園教育を謳っているが、その中に褒めて伸ばすというものがあったと思う。だから、褒められるという権利も持ってもいいのではないか。

事務局： 職員の立場としてはありがたい。職員の意識を喚起するということであると思うが、ただ、それは内部で職員の資質について改善をしようとしている。そういう状況の中で、確かに金太郎飴的な条例が多い中で特徴とは思いますが、かといってそれを入れることが市民、職員を含めて全体的に容認いただけるものかという、出前懇談会でもいくつかの地区からご指摘もあったし、行政内部からも、そういったことから全体的には条文に盛り込むことはどうかという、OKという意見ではなくて、いかななものかという意見が多数あった。

I 委員： こういう話になったのは、市民WGが立ち上がった時に、座談会みたいな形の時に、私と主人が市役所に相談来た時に、ある職員が最後までピシッと対応してくれた。今までこんなことがなかったから、そのありがたさがあったから、このWGで話を出したら、嶋田先生がこれを入れたら良いだろうねと取り上げてくれた。

H 委員： 逆にこうは考えられないのか。今、市民のクレームが結構来ているという話があったが、逆に市民から褒められるという仕組みを作っても良いのではないか。クレームだけを問題にしているが、応援したいという文章も入ってきた方がありがたいのではないか。

事務局： 今、I 委員から職員対応の話聞いたが、おそらく、その職員も励みになっただ

ろうし、周りの職員も刺激を受けたと思う。基本は、褒められたくて仕事をしているわけではない。職務として相談があれば最後まで対応して問題解決の努力をしないとイケない。全職員がそういう風になればこんな問題はおきないのだろうけど、現実的には職員差というものがあると思う。その改善に向けては取り組んでいるので・・・。

C 委員： 逆に、なぜそこまで拒むのかがわからない。まず、責務というのは違和感があるというのはわかる。だから、権利に持っていこうとしている。それで、問題なさそうな気がする。なにをそこまで抵抗するのか。

事務局： 私ども職員からすると市民の権利の中に職員を褒めるということを特別挙げるというのは私どもは違和感が非常にある。他にたくさん市民の権利あるのだろうが、そこにポンと職員を褒めるというのを入れるということは違和感があるので。

H 委員： 褒めるという言い方ではない。応援するという表現。

C 委員： なんで問題ないのかわからない。

F 委員： WGに出ていないのであれですけど。私どもも日田ソーシャルビジネス研究会の方でその中で、この委員会の内容を持ち帰った時にこれについての意見も両方あった。その時に私が説明したのが、これは、褒めるという裏には頑張っていない職員にもっと頑張らせるという裏テーマがあるのでわざとこういうことを入れていると説明した時にあ～それはいいね、という意見もあった。なので、今の話を聞くと確かに、褒めるということだけを権利というのはおかしいので良いか悪いかはわからないが、例えば市長も含めて市の職員、それから市議もそうだが、そういう市民とは一線を画している人たちにもっと関心を持つというのが市民の責務であり、権利であるという気がする。良い職員に対しても悪い職員に対しても。私どもの活動の経験から職員も人間なので機嫌の良い時もあれば悪い時もある。ただ、市民がいつも協働しているという気持ちがお互いを良くしていくのかなという気が最近はある。無関心でないということがもしかしたら私たちの権利であり責務なんじゃないのかなと思う。この自治基本条例を作っていることも関心がないので知らない。広報を読めばわかることなのに。それが市民として情けなくなる。そんな人は、それを作ったからといって何になるのと言う。どうせ何も変わらないよと。もう少し市政に関わろうよ。なにかその辺を入れられないと思いついて聞いていた。それともう一つ、修正前の素案の解説に書いている以上に直接頑張っていない職員は頑張らないとイケないとはっきり書いた方が良いのではないかなと思う。それからいくと権利より責務の方が良いのではないかなと思う。確かに、権利というともっとたくさん権利があるという気がする。

C 委員： 責務に置くというのがすっきりすると思うが、そこは反発がある以上難しいと思う。

F 委員： 関心を持つ責務みたいなものがうまく入れられれば。

- C 委員： 説明のところで、頑張っている職員にはきちんと褒めると。咸宜園教育的な要素があるのだと。裏には頑張らない職員にはもっと頑張れというメッセージ。さらには、褒めたりするには関心を持たなければいけないという、住民自身の意識のことも書いている。だから、これはWG及び策定委員会からの強い要望で入ったのだと。
- H 委員： 権利は放棄しても良い。責務は放棄できない。だから、権利の方が良い。権利なら応援したくない人はしなくても良い。だから、権利に入れおけばよい。
- E 委員： 実際この自治基本条例を制定したとしても興味ある市民と興味のない市民がいるので、そんな割合で増えてはいかないと思うので、職員に対してのところのコメントを書くことによって、そこは他とは違うのだと。これを入れることによって逆に興味を持つ市民が増えるのではないかと。また、大々的に日田市としてもいろんなところからメディアが入ってくるかもしれない。いいPRになるかもしれない。
- C 委員： 入れたらなにが不都合なのか。逆にそれがわからない。現に職員も頑張って、その方向に持っていこうとしているわけだから、その流れを後押しするものではないか。
- 事務局： 職員が与えられた仕事をやるのは当たり前だから・・・。
- C 委員： 当たり前かもしれないが、それをバックアップするためにより押すわけだから、現にそれができていないわけだから、そこをきちんとやっさいこうというのが意思であって、なぜ、排除するのかがわからない。
- B 委員： 私も先ほど違和感があると言ったが、基本的にWGで意見が出た、ましてこの策定委員会でも入れた方が良いという意見が出た。そういった中で事務局も入れる場所とか言葉の使い方とかを考えた方が良い。最終的には議会の議決がいるわけだから。みんなが入れた方が良いと言っているわけだから。個人的には違和感はあるのだが。
- 事務局： WG会議で積み上げてきたものをないがしろにしているわけではない。尊重している。ただ、その後の市民との意見交換会の中でこういう判断を事務局としてしたわけである。今、B委員からも意見があったが、ほとんどの委員が入れた方が良いとの意見であるから、最終的には議会に上程し、議会が条文一つ一つに審議するわけだから、どういう風な盛り込みになるかわからないが検討させていただきたい。
- I 委員： 解説文をきちんとしていただければ良いかと思う。
- B 委員： 権利に入れるのか。責務に入れるのか。その辺はこの委員会で検討した方が良いのではないか。
- C 委員： 入れるのは権利しかないだろう。先ほどH委員が言っていたように褒めなくても良いわけだから権利に入れておけば。きちんとそのことを書いておくことによ

って頑張る職員をきちんと評価し、頑張らない職員に対して叱咤激励をする。その裏には住民としてもっと関心を持とうよと。そこは、権利に書くので表に出さないかもしれないが、それは、全然問題ないと個人的に思う。

事務局： 責務ではないだろうということで事務局案ではしている。ストレートにいけば、職員が頑張れば良いということじゃないかということで、今、職員の責務のところに入れている。

C 委員： それができないから市民の権利に謳おうとしている。

事務局： C 委員が言っていたように権利に入れるとしたら、応援する権利とか褒める権利とか、どういった言葉が良いかわからないが、そんなことは権利として与えなくてもできることではないか。

C 委員： それを言ったら全部そうだ。他にも重複しているものはたくさんある。それを改めて再確認するということが大事である。その権利を保障するために仕組みを設けるということが考えられる。

D 委員： 例えば条例が出来上がって、条例に関心がある人は褒められる職員になってよということが出てくる。

G 委員： 今、事務局方で結局、頑張れば良いと言っていたが、頑張るというのは見えないじゃないか。結局は人間性とかを高めるというところが大事だと思う。全力を挙げて職務に専念する。そこを解説の中に入れるかどうかというのはわからないが、結局は人間性と思うので、私も市役所に行って良い思いもしたし、悪い思いもした。そこをわかりやすく頑張っているのが見えないとか。どれだけ熱心にやっているかとか。上司も指導をして育てていかないと解決しないと思うので。

H 委員： 公務員には職務専念義務もあるし、倫理規定もある。ただ、この条例の一つに市民の視点に立って考えようというのがある。市民の視点に立つというのはなかなか難しい。本当に市民の視点に立って応援する人がいても良い。市民から。そういう市民の自然発生的な思いをなにも潰すことはないのではないか。

G 委員： できなくても一生懸命にしてくれたらうれしい。一生懸命してくれていたら私達も怒ったりしない。

C 委員： 結局、市民としての評価視点と行政職員としての評価視点は違う。そのずれを補っていく条文だと思う。行政職員としては不十分でも市民からしてみれば非常に頑張ってくれている。ということもある。いずれにしても入れる意味はあるし、そこまで嫌がられる理由がわからない。褒めたって別にいいじゃないか。褒める権利、応援する権利を書き込む。

H 委員： 別に褒め殺ししようとしているわけではない。

事務局： 今の条例の第5条の権利のところに入れようとした時に、例えば（3）で入れるときにどういった表現でというのが現時点で思い浮かばない。

C 委員： 柔らかい言い方をすれば、頑張っている職員を応援する権利。頑張っているとい

う表現があれだが。それを言ったら自治基本条例の表現というのは通常の条例の表現からしたらおかしなものがたくさんある。そういったことから自治基本条例というのはそういうものと思えばいいんじゃないかそもそも、そこまで抵抗すると言わざるを得なくなるのは、そちらは事務局だ。事務局の権能と審議会の権能とは分かれていて、あくまでここは審議会の意見をまとめる場だ。たぶんそれを代弁するのは本来ならば部長だ。その部長が3回のうち2回は休まれている。代弁する権能を自ら捨ててしまっている。とするならば、それを事務局が抵抗して、違った方向に持っていこうとしているのは本来おかしくないか。権能として。

事務局： そのとおりで、委員会の意見を尊重したいと思っている。そこで、第5条に入れるときにどのような文言で入れるべきか、委員の皆様の意見を伺いたいと考えている。

F 委員： 頑張っている職員を応援するというのが一番わかりやすいが、私たちも事務局が聞いている声と同じようなこの言葉に対する反対の意見を住民の中から実際に聞いている。市民の割合として、褒めるということに対してこれいいねという人たちが1割ぐらい。残り2割ぐらいがちょっとわからない。それ以外の大多数の人たちがわざわざ褒めることはない。というのが実は民意なのだという気がする。でも敢えて載せるのであれば、どちらかという和多い意見とはもっと頑張ってほしいという意見を耳にする。文句いっても良い権利。褒める権利。両方入れられると良いのでないかと思う。

C 委員： その部分は解説で謳えば良いと思う。この趣旨はやっぱきちっと頑張っている職員には、クレームばかり言うのではなくて褒めて育てるという趣旨だから、頑張るのが当たり前というのはそのとおりで、当たりのことだけでは住民の満足は得られないと思う。頑張っている職員をきちんと評価して引っ張りあげる。単に当たりのことしかやっていない職員については、評価しないというか、褒める必要は全然ない。ということを解説で書くということが良い。

F 委員： 自治基本条例の中にこれは、第2章なので市民の権利、責務なのだが、その中にいきなり職員と入ってくる。市政運営に携わっているものという言い方ならまた別だと思うが。市政運営を知る権利とそれらに携わっている人たちに関心を持つという権利。自分たちが意識をきちんと持つという自分たちの責任を一つ、あちら側だけ頑張れよとだけではなくて私たちも頑張ろうよ。ということをプラスで入れるとそっちも頑張るし、こっちも頑張ることになるのではないか。

C 委員： そうなれば市民の責務に入ってくるのだろう。

F 委員： なにか一方通行ではいけないような気がする。学校のPTAでもそうだが、先生たちも頑張るけど親も頑張るからと両方一緒に書いてだから頑張ろうとなる。

C 委員： ただ、今の6条の3項がそういう趣旨になる。

F 委員： 努めるものとする。努めないといけないから、自分たちも頑張るから職員側も頑

張りましょうということを入れればバランスは取れる。

A 委員： 私から一つよろしいか。非常に貴重な意見で大変大事なことだとは思いますが、この自治基本条例の中に文章化して入れるのも一つの方法かと思うが、職員の資質を高めるとか市民サービスに徹するとかは、市役所の中に職員教育の専門部でも置いて、そこで職員教育を徹底して行っていくことも一つと思う。基本条例の中に直接謳いこむべきと思う。

C 委員： A 委員が言ったことはむしろ、第12条に関わること。条例としてはこのように書いておいて委員長が言ったことはこれを具体化していく方策をやってもらおうと、言ってみればこの自治基本条例はエンジンの起爆剤というものだと思う。ただ、現に頑張っていますからというのは言い訳にすぎなくて、ずっとそれでできている。そこは、本当に頑張っているのであればまさに市民としてバックアップしていくための仕掛けなので全然問題ない。ただ、きちんと反論というか、いろんな出前懇談会とかで意見が出たのも事実だと思うし、だからそれに対してはまず、責務ではないと、従前の位置づけが間違っていましたと。従って権利でするので、褒めなくても全然かまいません。でも逆にこれを活用していただいて頑張っている職員を職場の中で上に上げていくような、頑張っていない職員には叱咤激励するようなそういう風に使ってくださいと。逆に自分たちもこういうものが入ったので、自分たちも褒めてもらえるように頑張りたいということの足がかりの条文としていると。ただ、こういう条文は職員からは上がってこないで、WG会議、策定委員会で提言していただいた。市民への説明の際は、おもはゆいがこれを一つのきっかけとして頑張りたいと言えば良いのではないか。

事務局： どこで、どういった形で盛り込むのかについては事務局で検討させてほしい。この場でどうするかはちょっと難しいので。

委員長： そうしよう。あまり時間を取って議論しても結論は出ない。

C 委員： 事務局のあり方はどうなのかと。

事務局： 事務局はあくまで事務局なので、委員が協議したことに対して、事務局が同じレベルで発言する権利がないのでそこは注意したい。

C 委員： あくまで、ここで議論されたことについて案を作ってくるというのが事務局の役割。それを受けて報告をしたものを首長が一部修正するのであればそれは仕方がない。通常、報告に対してそれを無視することはないと思うが。

委員長： 事務局段階で検討するように。

② パブリックコメントの結果について

(事務局より、「パブリックコメントの結果」について説明)

C 委員： パブリックコメントに対する意見は、既に出しているのか。

事務局： まだ出していない。

C 委員： 他のところに出されているパブリックコメントに比べると非常に勉強されている方が出してくれていると思う。まず、4 番目の答えとしては、これでいいと思うが、表現的にもう少しストレートに答えた方が良いのではないか。結社の自由、参加しない自由は保障されているので努力義務にしています。とストレートに書いた方が良い。5 番目が、回答としては努力義務にとどめているという表現なのだが、強制はできないのでと書いた方が良いのではないか。6 番目は、ちょっと内容がわかりにくい。9 番目の咸宜園教育に対する回答は、策定委員会に対する説明と違うのではないか。あと 10 番目については、意見の意味がよくわからないが。

事務局： 10 番目の意見は、意見者としてみればあえてそこに書くことで、反対にそういう風に見られてしまうのではないか、ということが言いたいのだと思う。意見のあった箇所は解説文なので今後検討する。誤解を招くようであれば削除したいと考えている。

C 委員： 11 番目については、まっとうなご意見で、意見にあるとおり職務に必要なという言葉はいらないと思う。職務に必要なというと職員は地方自治法とか行政手続法ではなく、仕事に最低限必要なものを職務に必要なと解釈しがちなので、もっと、地域全体を考えて地域をよくしていくためには何が必要なのか。という勉強をしていくためには、この職務に必要なという言葉は削除したほうがよい。12 番目の意見は、専門的な意見だと思う。解釈の問題というが、法制執務的な解釈として意見のような解釈もできる。結論は変わらなくて良いが、この言い方、市民と同じなので守りましょうという言い方がどうなのかなという気がする。

H 委員： パブリックコメントは、名前を書かなくてはいけないのか。

事務局： 氏名、住所等記入しなくてはならない。

H 委員： これには、市議会議員とか職員とか行政関係者は含まれないのか。

事務局： その区別はない。誰でもできる。

H 委員： 私も 11 番目のスキルアップ、専門的なところじゃなくて、全体的なスキルアップの方が大事じゃないかという気がする。職員は、3 年から 4 年でローテーションするわけだから、それはそれで個別のことは勉強しなくてはいけない。当たり前のことだが。やはり、全体共通する基礎的なものが必要。

事務局： 意見をいただいた項目だが、4 番目については、結論として考え方はこれで良いが、少し書きすぎているということなので、もう少しストレートに回答したいと思う。次の部分も強制はできないと、だから努力義務にしている。という表現に変更する。次の「助言等」についてだが、通常の場合であれば、対等な立場ということでアドバイス等を行うことができるというものだが、その等とはなにかということだが、支援するときは、補助金を出したりするわけだから、補助金の

規則に則ったルールとかがあるので、その場合は指導とか助言以上のものがあるのではなかろうかということで、そういったものも含めて「助言等」としている。9番目は、意見として咸宜園教育という言葉ではなくて、咸宜園の教育理念ではないですか。ということなので、これまでも教育委員会と協議してきたが、学校教育の柱として咸宜園教育の理念という言葉で作っておりますので変更なしとする。

H 委員： 咸宜園教育の理念と咸宜園の教育理念では意味が違うか。そもそも、咸宜園教育というものが昔からあるのか。咸宜園がやっていた教育理念ならなんとなくわかるが。咸宜園教育というと固定的な表現になる。

事務局： 教育委員会は、咸宜園教育という言葉はずっと使っている。それを学校教育の柱とするということにしていることからこのままでいきたい。

C 委員： 言い方として少しわかりづらいので、日田市教育委員会では、従前から咸宜園教育という言葉を使ってきましたと、その中身については、前文および条文の解説の中で説明していきますとすればよい。

事務局： 次が、12番のところだが、ここは捉え方がいくつかあるのだが、現実的に職員は、地域に帰ったときに育友会役員であったり、青壮年の事務局をやっていたりまちづくりにかかわることは多いと思う。ただ、これに関して市民は、市役所の職員だから当たり前だろう。また、それ以上のことを求められる部分もある。さらには、地域活動に参加していない職員もいる。いろいろなパターンがある。そういったことがいろいろあって、最初の条文では、職員はまちづくりに参画しなければいけないという表現が、通常的市民よりもなのかとかという意見もあって、市民の責務にまちづくりに積極的にかかわらなければならないとあるので、職員も市民だから市民が果たさなくてはならない義務は職員も果たさなくてはならないという表現に変えて今のような条文になった。それに対して意見は、遵守規定に置き換えられていると、それでもきついという言い方。この遵守しなければならないというのは、市民の責務を当然遵守しなければならないということ。意見の方もそこを少し勘違いしているのかなと。遵守規定になっているが、ここはまちづくりに積極的に取り組まなくてはならないという、それを守らなくてはならないという意味ではなくて、市民の責務の部分を職員も守らなくてはならない。というもの。11番の職務に必要なという表現は削除する。本日は、資料としてはないが、J 委員の方から本日出席できないことから事前に意見をいただいた。前文のところで日田市に住んでいてよかったと思えるまちづくりを目指すため、とあるが、まちづくりというのは言葉の定義からいうとあらゆる取り組みとなっていることから、取り組みを目指すためにこの条例を制定するというのは少しおかしい気がする。ということで、住んでいてよかったと思えるまちを目指すため、あるいはまちづくりを進めるためとかそういった表現にすべきではな

かろうかと思っている。委員の意見を伺いたい。

C 委員： 住んでいてよかったと思える日田市を実現するためとか。日田市に住んでよかったと思えるまちというのはおかしい。まちづくりの主体は市民であるという理念のもとというのはプロセスであると解釈して、後段は実現すべき姿を書くということであるならば、住んでいてよかったと思える日田市を目指す、実現するためとかの方がよい。

I 委員： 前文もワーキングでした時の方がいい気がする。

H 委員： よく眺めてみると、そのためにからあとはよくわからない。要するに、市民市議会、市長等が共通認識を持ちというのと主体は市民であるという理念のもとというのがよくわからない。下が二つあるようになっている。もう一回考えてくれ。

事務局： 前々回の時に、委員からの指摘で文章がねじれているところがあった。そこで、最終的になにを目指すのかということで、最終的には市民がこの日田市に住んでいてよかったと思えるまちにすることが最終的なものではなかろうかということで事務局から提案した。

事務局： 今、各委員からご指摘をいただいたので、事務局で再度検討させていただきたい。

事務局： 目的と手段がこんがらがっている部分は修正して、たたき台をベースに検討したい。

③ 市議会 全員協議会での意見について

(事務局より、「市議会 全員協議会での意見」について説明)

・特になし

④ 市長への素案の報告について

事務局： 本日の委員会での素案の合意を持って委員長から市長へ報告していただこうと考えていたが、本日の委員からの意見で、職員を褒めるという件については委員長一任というわけにはいかないと思っている。ただ、その一項目だけで委員に集まっていただくというのも大変なので、来週早速、事務局でまとめてそれを郵送、メール等で皆さまに確認してもらい、了承を得た上で委員長、副委員長に市長へ報告していただくことにしたいが。

委員長： 事務局の提案のとおり、再度集まってもらうことは大変なので、そのようにしたいと思うが。

全委員： 了承。

☆ 委員長お礼の言葉

～ 1 5 時 5 5 分終了